

後継者に会社を譲り渡す場合

～贈与税・相続税の納税猶予

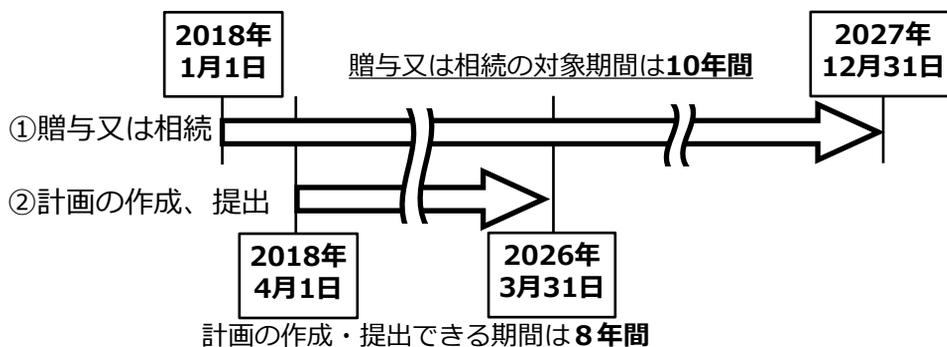
後継者に非上場会社の株式を譲り渡す場合に課される贈与税・相続税の納税が全額猶予される特例措置があります。（ただし、2026年3月31日までに計画の提出が必要です。）

特例措置の対象は？



以下の期間内に

- ①後継者に非上場会社の株式を贈与又は相続する（した）もので、
- ②特例承継計画を作成し、都道府県知事の確認を受けたもの



特例措置の内容は？

	現行制度	特例措置
猶予割合	株式の53%まで ※	全株式100%
猶予対象者	後継者1名のみ	代表権を有する最大3名の後継者
雇用要件	雇用の8割以上を5年間維持	維持できない場合でも猶予を継続（理由報告等が必要）
廃業した場合	引継ぎ時の株価を基に課税	売却額や廃業時評価額との差額減免

※ 相続税は53%（株式総数2/3×80%）、贈与税は67%（株式総数2/3×100%）

本特例措置は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に基づく制度です。制度や手続きの詳細内容は、各都道府県の申請窓口・お問合せ先又は税理士等へご確認下さい。

申請書類や申請窓口はこちらのQRコードからご確認ください。→



☆ 税制のほか、日本政策金融公庫の低利融資や信用保証協会の保証の特例もありますので、日本公庫または保証協会へご相談ください。

個人事業者が後継者に事業用資産を譲り渡す場合 ～贈与税・相続税の納税猶予

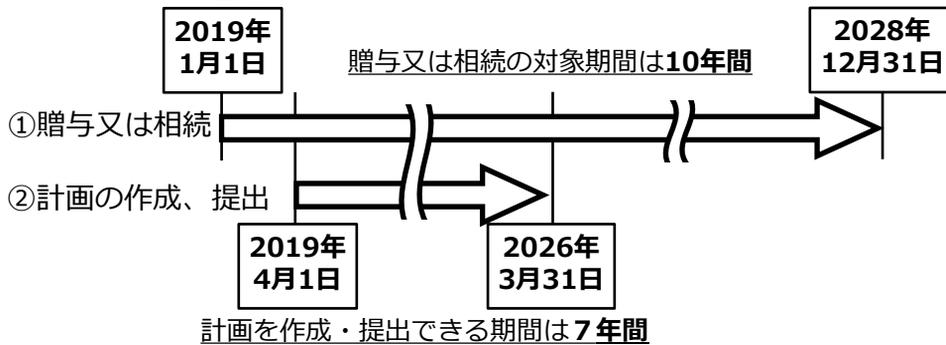
個人事業者の集中的な事業承継を促すため、後継者が事業用資産を先代から承継した際に課される贈与税・相続税の負担を大きく軽減する特例措置があります。（ただし、2026年3月31日までに計画の提出が必要です。）

特例措置の対象は？



以下の期間内に

- ①後継者に個人の事業用資産を贈与又は相続する（した）もので、
 - ②個人事業承継計画を作成し、都道府県知事の確認を受けたもの
- について、適用が可能です。



特例措置の内容は？

① 多様な事業用資産が対象

事業を行うために必要な、多様な事業用資産が対象

- 土地・建物
(土地は400㎡、建物は800㎡まで)
- 機械・器具備品
(例) オープン・冷蔵ショーケース等
- 車両・運搬具
- 船舶
- 生物
(例) 乳牛、樹体等の償却資産
- 無形償却資産
(例) 特許権等



② 相続税だけでなく、贈与税も対象

生前贈与による、**早め早めの事業承継の準備**を応援

③ 対象資産の納税額の全額(100%)が納税猶予

後継者の承継時の**現金負担が軽減**

④ 10年間の時限措置

2019年1月1日～2028年12月31日
の間に行われる相続・贈与が対象

経営承継円滑化法 事業用小規模宅地特例



注1：中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に基づく認定が必要です。

※青色申告者が対象

注2：既存の事業用小規模宅地特例との選択制です。